

議案第179号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の給与を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考第2項中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。